

平成 28 年 3 月 16 日

各 位

不動産投資信託証券発行者 スターアジア不動産投資法人 代表者名 執行役員

加藤 篤志

(コード番号 3468)

資産運用会社

スターアジア投資顧問株式会社

代表者名 代表取締役社長

加藤 篤志

問合せ先

取締役兼財務管理部長

杉 原 亨

TEL: 03-5425-1340

投資口の東京証券取引所不動産投資信託証券市場への上場承認のお知らせ

スターアジア不動産投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日、株式会社東京証券取引 所(以下「東京証券取引所」といいます。)より、本投資法人の投資口の東京証券取引所不動産投資信 託証券市場への上場について承認を得ましたので、お知らせいたします。

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に基づき、平成27年12月1日に設立された投資法人です。その資産の運用については、スターアジア投資顧問株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)が、投信法及び本投資法人の規約に定める資産運用の対象及び方針に従って行います。

本投資法人が資産運用を委託している本資産運用会社は、「投資家利益第一主義」を理念として日本の不動産マーケットにおいて実績を積み重ねてきた、独立系の不動産投資グループであるスターアジア (注 1) に属し、「投資主利益第一主義」の理念に沿った運用を行います。

本投資法人は、投資対象エリアとして東京圏(注 2)を中心とし、「オフィス」、「商業施設」、「住宅」、「物流施設」及び「ホテル」を投資対象とするアセットタイプ分散型ポートフォリオの構築を行います。また、収益の安定性と成長性に主眼を置き、独自のマーケット分析に基づいた柔軟かつ機動的なポートフォリオ運営を行うこと、加えて、投資主に対して必要な情報を適時かつ適切に開示する透明度の高い運用を実施することにより、投資主の利益の最大化を目指します。

- (注1) スターアジアは、平成19年1月にマルコム・エフ・マクリーン4世(Malcolm F. MacLean IV)及び増山太郎によって設立され、両名により投資判断が行われるファンド及びその運用会社並びにそれらファンドの投資先(マイノリティ出資は除きます。)で構成される不動産投資グループです。
- (注2) 東京圏とは、オフィス、商業施設については、東京23区、川崎市及び横浜市を対象エリアとし、住宅、物流施設、ホテルについては、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の一都三県を対象エリアとしています。

以上

* 本資料の配布先: 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の投資口の上場承認に関して一般に公表するための文書であり、投資 勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投 資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の責 任と判断でなさるようお願いいたします。